

第 12 回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 12 月 23 日（金） 午後 13 時 55 分～午後 14 時 40 分

2 開催場所 大月市民会館 4 階会議室

3 出席委員

1 番 米山 義一 2 番 西村 恒男 3 番 山崎 公江 4 番 小宮 広督

5 番 須藤 時夫 6 番 佐藤 孝義 7 番 山田 政文 8 番 鈴木 明雄

9 番 原 泉 10 番 安藤 睦美 11 番 平山 正幸 12 番 清水 秀幸

13 番 矢頭 恵造 14 番 久嶋 昇

4 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議案第 31 号 農地法 3 条第 1 項の規定による許可申請に対し許可を求め
る件

議案第 32 号 農地法 4 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求め
る件

議案第 33 号 農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し意見を求め
る件

議案第 34 号 農用地利用集積計画に対し意見を求める件

日程第 3 報告第 17 号 転用確認証明交付に関する報告

日程第 4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 暮れになり皆さんお忙しいと思います。全員お揃いですので始めたい
と思います。

互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席くだ
さい。

ただいまより、令和 4 年第 12 回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、米山会長よりしくお願いします。

会 長 皆さんこんにちは、今年も残すところあと数日となりました。

年末の色々とお忙しい中、令和4年第12回の大月市農業委員会総会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

このところ朝夕とめっきり寒い日が続いていますので各自体調管理には十分注意して頂きたいと思います。

先日テレビで放映されましたが、北陸地方の新潟県に於きましては、今までにない記録的な大雪により、国道の数ヶ所で車が全く動けなくなり、立ち往生して車の中で長時間困り果て大変な一夜を過ごした人々の様子が繰り返し全国に発信されましたが、又昨夜から同じように日本海側を中心に広い範囲に渡って長時間の積雪が予想されていて、雪国に住む人々には、更に心配が続き大変気の毒に思います。

幸いにして私たちの住む山梨県は今のところ、大雪の心配もなくこのまま正月が迎えられればと念じて居る処です。

さて、本日の案件につきましては、農地法第3条・第4条・第5条案件がそれぞれ1件ずつとなっており、それに農用地利用集積計画に対して意見を求める件となっております。

本会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し上げます。あいさつと致します。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

8番、鈴木明雄委員、9番、原 泉委員を指名致します。

日程第2 議案第31号

議長 日程第2、議事に入ります。議案第31号、農地法第3条の規定による

許可申請に対し許可を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案書の 1 ページと 2 ページの地図と 3・4 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○○○番○外○筆、地目は畑で面積は合計○○○○㎡です。

場所は、○○○○○○の南、○○○○○○の直ぐ南になります。

譲渡人は○○○○、譲受人は○○○○○○○○○○及び○○○○です。両者は、国際結婚された夫婦です。

○○○がファミリーネームで、○○○国籍です。外国人でも日本国内の土地を所有する事は可能です。

申請理由は、農業経営の確立です。譲渡人の○○○○は、○○○○在住ですが、実際は海外生活が多く、相続を受けた○○○の土地は管理が出来ないため、処分したいと考えておりました。

申請地と隣接し○○○○㎡程の宅地が有り、この度、その住宅と共に農地を取得し、移住し、ジャガイモや梅等の果樹を栽培したいという申請です。

土地は、先代の所有者が一年程前に亡くなり、それ以降はなにもされてない様子ですが、手を加えれば農地に戻る状態です。

また、一部には梅等の果樹も植えられています。

譲受人は、本業は写真家ですが、母国○○○○で農業の経験は少しあるようです。

以上ですが、ご審議をお願いします。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員

15 日の日に会長と事務局で現地調査をして参りました。前の所有者が亡くなり、相続人も住所は○○○に有りますが、仕事の関係で○○○○○○○に生活の拠点を移し、前から誰か農地と家と一緒に買って欲る人がいないか相談されていましたが、山田委員の紹介で話が整ったので感謝しています。

二人の相談の席に私も同席しましたが、譲り渡し人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇に居た事もあり英語は堪能で譲受人の〇〇〇さんと英語で話をしていました。私には全く分かりませんでした。

購入する農地は広くて大変ですが、〇〇〇さんは〇〇〇〇にいた若い頃は、農業の経験も少しはあると言う事ようです。

今後、組との関りや農業がどうなるか見守っていきたいと思っています。

よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

原委員 中間紹介人は誰ですか。

山田委員 私が中間紹介人になりますが、矢頭委員から相談を受け、〇〇〇さんが〇〇〇〇に来ていたことも有り紹介しました。

最初は宅地と農地を併せて約〇〇㎡と言う事で中々値段が折り合わなかったのですが、どうにか〇〇万円位で話が付いたようです。

あの場所は周りの環境も良く富士山も見えて景色も良い所だと思います。

遊休農地の解消と空き家の解消と人口増に繋がり三拍子揃った良い事だと思います。

議長 他に何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 32 号

議長 続きまして、議案 32 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法 4 条の申請について説明します。

議案書 5 ページ、6 ページの地図と 7 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

場所は、国道〇〇号の〇〇〇のバス停の東向かい、〇〇〇に架かる〇〇を渡った集落になります。集落には4・5軒の住宅があります。

申請人は〇〇〇〇です。申請理由は、住宅への転用ですが、既に〇〇年前に先代が住宅を建てており追認の申請となります。

始末書が出されておりますので、読み上げます。

「つぎの土地について、農地法に係る許可を得ないまま、土地の利用を行った事につきましては、誠に申し訳ございません。今から〇〇年前の〇月に家屋を建築してしまいました。

私自身その当時は未成年でも有り、亡父がしっかりとした手続きに沿って建築したものと考えておりました。

父は平成〇〇年〇月に他界し、相続時に家が建っているのに地目が畑になっている事に気付きましたが、私自身も農地法を熟知していなかったため、今現在に至った次第です。

以後このような事が無いように注意し、農地法の手続きを遵守いたしますので、何卒、農地転用のご審議の程よろしくお願い致します。」

以上です。ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 15日の日には私は行けなくて、16日に一人で現地調査に行って来ました。

場所は事務局が言ったように、〇〇のバス停の手前を下った川向うの場所です。私の同級生もこの場所に居りますが、この場所に行ったのは60年ぶり位でしたが、大分変わったような印象でした。

父親の代に家を建てて〇〇年経つと言う事で、今更家を取り壊す訳にもいかないので、よろしくご審議をお願いします。

議長 只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

質疑がないようですから、採決に入ります。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 33 号

議長 続きまして議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対し意見を求める件を上程致します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書の 8 ページ、9 ページの地図と 10 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇の北、〇〇〇の南 300m に位置する第 3 種農地になります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、個人住宅の建設です。譲受人の〇〇〇〇は現在、申請地の直ぐ近くに住んでいますが、敷地が狭く駐車スペースも足りない事から、今住んでいる土地を売り、近くに新しい場所を求めたいという計画です。

申請地は栗などの果樹が植えられていますが、先代の所有者が亡くなってからは、あまり管理されていない状態です。

周囲は大分宅地化が進み、隣接地の同意も得られております。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 15 日の日に私も行けなかったのですが、この場所を私はよく知っております。

譲渡人の〇〇〇さんは旧姓〇〇〇〇さんと言って、前所有者の娘さんで、譲受人の〇〇〇〇さんの奥さんと同級生に当たり、この土地を買って貰いたいと言う話がありました。

現在、〇〇〇〇さんはすぐ近くに住んでおりますが、駐車スペース等が狭いため、現在の家を売却し道も広く駐車スペースの取れるこの場所を購入したいと言う事です。

何の問題も無いと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第 34 号

議長 続きまして、農用地利用集積計画に対し意見を求める件を上程します。

この案件は、産業観光課農林業担当の所管ですので、農林業担当リーダーの岩村知哉君に説明を求めます。

岩村リーダー 産業観光課農林業担当の岩村と申します。

11 ページをお開き下さい。

議案第 34 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の審議についてご説明いたします。

利用権設定による農地の賃貸借で有ります。土地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番の原野と〇〇〇番・〇〇〇番〇の畑です。

予定事業は養豚業です。賃貸人の情報ですが、土地名義人が現在、亡〇〇〇〇氏となっております。

法定相続人となる名義人の奥様と〇人の子供の〇名全員から利用権設定による賃貸借の同意と、長男の〇〇〇を相続人代表に選定する旨の証明書が提出されております。

賃借人の〇〇〇〇氏は〇〇の在住です。〇〇〇が農業従事者で、他に 3 名の農業補助者が従事する予定です。

12 ページをご覧ください。事業の計画地は、〇〇〇〇〇〇に沿って〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の沿線に有ります。

13 ページの現地写真をご覧ください。右側の〇〇〇・〇〇に近い方から〇〇〇番〇と〇〇〇番の畑、山側の〇〇〇番が原野となっております。

山梨県の畜産又は環境衛生面での申請行為については、賃借人が県畜産課や、富士東部林務環境事務所と協議しております。

市から関係機関に確認したところ、養豚規模が小規模で有り特段申請

の必要がないとの回答を受けております。

利用権設定に伴う営農計画書には、放牧地周辺を高さ 2m のフェンスで囲み羊 3 頭、豚 3 頭の 6 頭から飼育を開始し、6 頭を 10 頭まで増やす予定で、羊と豚の避難場所として 25 m² の小屋を建てます。

羊肉、豚肉としての販売や大月市ふるさと納税返礼品に提供する計画とされています。

この計画の内容については、賃借人が 11 月に〇〇〇地区と〇〇〇地区に回覧を行い、近隣住民にご理解を求めています。

養豚業の年間従事日数は 260 日を予定しております。

以上説明を終了します。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 続いて地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。地区担当の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 今、岩村リーダーから説明が有ったとおりであります。

この案件につきましては、〇〇〇の区長さんから話が有りました。

周りに民家も無く問題ないかと思われまますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願ひします。

原委員 始めは少ない頭数ですが、今後頭数を増やして行った時はどのような手続きが必要か。

志村課長 頭数を増やして行った時は、賃借人の〇〇さんは〇の〇〇だったので手続きについては大丈夫かと思いますが、こちらとしても県と連携して、どんな手続きが必要か協議して行きたいと思っております。

議長 他に何かありますが。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

日程第 3 報告事項

議長 日程第 3、報告事項を議題とします。

報告第 17 号について事務局に報告を求めます。

